

安房小学校PTA会則

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は安房小学校PTA（以下本会という）と称し、事務局を安房小学校に置く。

※ 安房小学校住所 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房1264番地7

(組織)

第2条 本会の組織、入会及び退会の手続は、次のとおりとする。

- (1) 本会は安房小学校の児童の保護者と本校職員をもって（以下会員という。）組織する。
- (2) 本会の1項に定める者は、別に定める「安房小学校PTA加入確認及び個人情報の取り扱い同意書」を安房小学校PTAに提出することで、会員となる。
- (3) 2項の手続きにより入会した会員は、次年度以降の手続を省略する。
- (4) 1項に定める者が卒業及び転出等により、安房小学校に在籍しなくなった場合は、退会となり手続を要しない。
- (5) 1項に定める者は、別に定める「PTA非加入・退会意思確認書」を安房小学校PTAに提出することで、非加入・退会となる。

(目的)

第3条 本会は任意団体であり、会員相互の協力により、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員の資質を高め親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生活環境、学習環境の積極的な整備に関する事。
- (2) 教育施設、児童の福利厚生施設整備に関する事。
- (3) 会員の資質の向上に関する事。
- (4) 会員の親睦、協調に関する事。
- (5) 本会に直接関係する学校の諸行事に関する事。
- (6) 会の運営に必要な資金の調達に関する事。
- (7) 会員及び児童の慶弔等に関する事。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第二章 役員及び委員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長3名 (P2, 教頭) 監事2名 (P2)

書記・会計3名 (P1・T2) 専門部長4名 (P4)

(役員を選出及び任期)

第6条 本会の役員を選出は次のように定め、任期は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる1カ年とし再任を妨げない。ただし、補欠選出役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長、副会長、書記・会計、専門部長は評議委員会で選任する。ただし選出規定については、別に定める。
- (2) 監事は、評議委員会で会長が委嘱する。
- (3) 役員は任期満了の場合でも、後任者の就任まではその職責を負う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し会議を招集する。さらに専門部長（4名）の選出については、立候補を募る。立候補者数が定員に満たない場合は、会長が委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。
- (4) 書記・会計は会長の指示にしたがって本会の庶務、記録、連絡、書類の保管整備、会計事務にあたる。
- (5) 専門部長は会長の指示にしたがって各専門部の運営にあたる。

(委員)

第8条 本会に次の委員を置く。

1. 評議員
2. 学級委員
3. 集落委員

(委員の構成及び任期)

第9条 委員の選出構成は次のように定め、任期は役員に準ずる。

- (1) 評議員は、学級委員長、集落委員長、学校代表(教務部・生徒指導部・保健指導部)とする。
- (2) 学級委員は、各学級ごとに学級委員長1名、副委員長1名、学級専門部長4名の計6名を選ぶ。
- (3) 集落委員は、各集落ごとに1名ずつ選出する。

(委員の任務)

第10条 委員の任務は次のように定める。

- (1) 評議員は会長の諮問に応じ、本会の円滑な運営を図るための企画、連絡、調整等の任にあたるとともに、本会の予算、会則の改正、役員の承認、その他の事項について事前の協議をする。
- (2) 学級委員は学級のPTA活動の運営にあたる。
- (3) 集落委員は集落PTAの運営にあたり、委員長は評議員を兼ねる。

第三章 機関及び会議

(機関)

第11条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 評議員会
3. 専門部会
4. 学級PTA
5. 集落PTA
6. 事務局

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員で構成する。

2. 総会は毎年度初め会長の招集によりこれを開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
3. 総会は会員数の過半数をもって成立する。(委任状を含む)
4. 議長は、出席者の中から選出する。
5. 総会は次のことを決議する。
 - (1) 予算の決議及び決算の承認
 - (2) 会則の決定及び改廃
 - ~~(3) 役員~~の選任
 - (3) 事業計画
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な重要事項

第13条 総会での決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(評議員会)

第14条 評議員会は、四役、評議員で構成し、学期1回開催することを原則とする。必要ある時は、会長の招集によって臨時に開くことができ、又構成員以外の者を会長が指名して参加させることができる。

1. 評議員会は評議員の過半数以上で成立する。(委任状を含む)
2. 評議員会は次のことを審議処理する。
 - (1) 本会議運営全般についてその企画、調整、連絡を行うとともに、総会に提出する議案の作成及び決議事項の執行。
 - (2) 事業計画、予算決算、会則の改廃に関する審議。
 - (3) 会長、副会長、書記・会計、専門部長の承認。
 - (4) 総会から付託された事項の審議ならびに細則の審議。
 - (5) 総会で承認された事項の処理。
 - (6) その他審議の経過及び結果を総会に報告し、その承認を得なければならない。

第15条 議事は出席者の過半数以上の同意で決定される。

(専門部会)

第16条 本会の目的を達成するため次の専門部を置く。

- ① 広報部
- ② 保健体育部
- ③ 事業部
- ④ 生活指導部

1. 専門部の構成は次のとおりとする。

- (1) 部員は全会員をもって充てる。(ただし、役員と学級委員長・学級副委員長を除く。)
- (2) 各部ごとに部長、副部長を選出する。部長は、「第7条(1)」及び「安房小学校PTA役員選出規定」による選出とし、副部長は、学級専門部長の互選により選出する。

2. 専門部の業務はつぎの事を基本とする。

- (1) 広報部 会員相互の理解, 研修・広報活動の企画・推進
- (2) 保健体育部 学校保健及び体育行事等への協力・企画・推進
- (3) 事業部 教育環境整備の充実促進への協力・企画・推進
- (4) 生活指導部 児童の健全育成活動への協力取組・企画・推進

3. 部会は必要に応じ, 部会長の招集により開催する。又, 役員, 顧問は部会に出席し, 助言することができる。

(学級PTA)

第17条 学級PTAは, 学級委員長がこれを招集し, 学年・学級に関する事項及び学級PTAの運営などについて協議する。

(集落PTA)

第18条 集落PTAは, 集落委員長がこれを招集し, 集落のPTA活動に関する事項及び集落PTAの運営などについて協議する。

(顧問)

第19条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は必要に応じ, 評議員会, 専門部会等に出席して助言することができる。

3. 顧問は校長の外に会長が委嘱し評議員会の承認を受けた若干名とすることができる。

第四章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は, 会費, 寄付金及び事業収益をもって充てる。

2. 会費は, 毎年度総会において決定する。

(帳簿)

第21条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会則と議事録
- (2) 役員名簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 会計簿領収書綴り
- (5) 寄付者名簿
- (6) その他必要な名簿

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

第五章 雑則

1. 本会は, 屋久島町PTA連絡協議会の単位団体として加入する。

附 則

1. 本会は, 昭和56年5月1日よりこれを実施する。

2. この会則は平成8年4月1日より施行する。(平成10年5月6日改正)

3. この会則は平成11年4月1日より施行する。

4. この会則は平成14年4月1日より施行する。

5. この会則は平成21年4月1日より施行する。

6. この会則は平成23年4月1日より施行する。

7. この会則は平成27年4月1日より施行する。

8. この会則は平成29年4月1日より施行する。

9. この会則は令和2年8月3日より施行する。

10. この会則は令和3年4月28日より施行する。

11. この会則は令和4年3月10日より施行する。

12. この会則は令和4年12月2日より施行する。